

安全保障理事会

配布：一般

2017年11月16日

原文：英語

フランス、イタリア、日本、スウェーデン、ウクライナ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、およびアメリカ合衆国：決議案

安全保障理事会は、

安保理諸決議 2319 (2016), 2314 (2016) 2235 (2015), 2253 (2015), 2209 (2015), 2178 (2014), 2118 (2013), 1989 (2011), 1540 (2004)および1267 (1999)を想起し、

化学兵器禁止機関(OPCW)の事実調査団(FFM)によって調査されている、シリア・アラブ共和国内での化学兵器の使用についてのさらなる申し立てに関して、重大な懸念を表明し、

シリア・アラブ共和国における兵器としての有毒化学物質のあらゆる使用を、断固とした言葉で非難し、またシリア・アラブ共和国内で兵器として用いられた有毒化学物質により市民が殺害され傷つけられ続けていることに重大な懸念を表明し、

化学兵器の使用は国際法の重大な違反を構成することを再確認し、また化学兵器のあらゆる使用に責任を有する個人、団体、集団あるいは政府は、責任を追及されなければならないことを繰り返し表明し、

FFMは化学兵器使用の責任の帰属について結論を出す権限を有さないことを想起し、

OPCW—国際連合共同調査メカニズム(JIM)による、第3、4および7報告書、およびとりわけ第7報告書の最近の所見とその結論に留意し、

シリア・アラブ共和国が、FFMおよび共同調査メカニズムがカーン・シェイクンおよびシャイラト空軍基地の訪問を提案したことに留意し、またJIMがシャイラト空軍基地を2017年10月8—10日に訪問したことに留意し、

決議2118(2013)において安全保障理事会が、シリアのいかなる当事者も、化学兵器を使用し、開発し、生産し、取得し、貯蔵し、保有しまたは移譲すべきではないことを強調し、またこのための必要な措置をとるために、非国家主体による化学兵器、その運搬手段、および関連物質の取得を含む、決議1540(2004)のあらゆる違反を、加盟国が安全保障理事会に通告すべきことを決定したことを想起し、

職務権限の遂行においてJIMが独立、公正および専門的な方法において作業を行う重要性を留意し、

安全保障理事会が、OPCW事務局長との調整の下、職務内容に従い、公正かつ経験のある、関連の専門性を有する職員の雇用を含み、JIMの十分な機能にとって必要な段階、措置そして準備を経ることを国際連合事務総長に対して要請した決議2235(2015)の第6項を想起し、

決議2118(2013)の将来の不遵守の場合に、安全保障理事会が国際連合憲章第VII章の下で措置を課すことについて、諸決議2118(2013)、2209(2015)および2235(2015)において安全保障理事会により取られた決定を想起し、

イラク・レバントのイスラム国(ISIL、ダーシュとしても知られている)、および、シリアにおけるISIL(ダエッシュ)に参加した外国のテロリスト戦闘員、ISIL(ダーシュ)に忠誠を誓った集団、およびアルヌスラ戦線を含むがそれらに限定されない、ISIL(ダーシュ)またはアル・カーイダと関係を有する他の個人、集団、企業および団体が、シリア・アラブ共和国内で活動し続けることに安保理の重大な懸念を再確認し、

締約国に対し、適宜、自国の国内法に従い、非国家主体による化学兵器の開発、生産、取得、貯蔵、保有、移譲あるいは使用に関する事例に関連する、並びに、実施されたその後の刑事あるいは他の法的手続きに関する情報を含み、化学兵器に関して行われた、完了した国内調査に関連する情報を共有することを奨励した2017年10月13日付OPCWの執行理事会決定EC-86/DEC.9を想起し、

非国家主体の犯行、準備、資金提供に関して、あるいは、OPCW事実調査団が、シリア・アラブ共和国における特定の事件が化学兵器の使用に関与したまたは関与した疑いがあることを決定しているあるいは決定した、シリア・アラブ共和国における兵器としての化学製品の使用における他の関与に関する情報を交換するために、とりわけ、1540委員会および1267/1989/2253 ISIL (ダーシュ)およびアル・カーイダ制裁委員会と、関連する場合には、決議2319 (2016)が、適切な国際連合テロ対策および不拡散の機関と協議することについて、JIMに奨励したことを想起し、

FFMにより取得されたり用意されたりしていないもののJIMの職務権限と関連する、追加の情報と証拠を調査するJIMの能力に関してを含み、決議2319(2016)の第7項を想起し、

1.決議2235(2015)に定められている通り、共同調査メカニズム(JIM)の職務権限を、安全保障理事会が必要と見なした場合にはさらなる延長の可能性を有しながら、本決議の採択日から12カ月のさらなる期間、更新することを決定する；

2.シリア・アラブ共和国が、化学兵器を使用し、開発し、生産し、または取得し、貯蔵し、あるいは保有し、もしくは他国や非国家主体に化学兵器を直接または間接的に移譲してはならないという安保理の決定を想起する；

3.シリアのあらゆる当事者が化学兵器を使用し、開発し、生産し、あるいは取得し、貯蔵しもしくは保有しまたは移譲してはならないことをさらに想起する；

4.決議2235 (2015)の第1、3—4、6、8、9、12および15項を再確認する；

5.決議2319 (2016)の第4—7項を再確認する；

6.FFMおよびJIMがその職務権限を果たすために適切と思われる方法において、各々の調査を実施する際にそれらへの支援を再確認し、シリアにおける化学兵器の調査に関連する危険性を認め、およびFFMとJIMが、調査に関連し、また当時、彼らに知られている事実および状況の評価に基づいて、アクセスが正当と思われる十分な根拠があると彼らが決定した場所に、安全に移動できることを確保するために、シリア担当国連事務総長特使事務所、国際連合安全保安局、およびOPCWの十分な調整の重要性

を強調する；

7. FFMが、FFMにより取得されあるいは用意された、医療記録、聞き取りの録音と写しおよび文書資料を含むがこれらに限定されない、すべての情報および証拠への十分なアクセスを提供してJIMと協働すべきとの決議2235(2015)の第9項を再確認し、JIMがその職務権限を遂行するためにFFMと調整し作業することをさらに再確認し、決議2235(2015)の第5項の規定に従い、関与する者を特定することを目的として、FFMが兵器としての化学製品の使用に関与したあるいは関与することが疑われると決定したあらゆる事件を迅速に調査するために、JIMがFFMと密接に連携するように、事務総長が必要な措置を取ることも要請する；；

8. 高度な方法論上の水準に従い調査を実施し、また最初のJIM報告書（S/2016/142）の第20項に述べられている、証拠の水準に関する所見に基づいたJIMの現在進行中の重要性を強調する；

9. 国家および非国家主体を含む、シリア・アラブ共和国内のすべての当事者に対し、FFMおよびJIMが職務権限を達成できるように、FFMおよびJIMに十分な協力を提供し、またJIMおよびFFMの職務権限の範囲内で、関連すると思われる証人、証拠、報告、資料および場所への、即座かつ自由、安全かつ確実なアクセスを促進することを求め、全ての当事者に対し、FFMおよびJIMがアクセスを要請する地域において敵対行為を中止し、可能な場合には、FFMおよびJIMの職務権限の遂行にとって必要であるとそれらが判断する場所への、安全なアクセスを可能にすることをさらに求め、JIMに対して、調査に関連すると思われる場所への安全なアクセスができない事例について安全保障理事会に通知することを奨励する；

10. JIMに対して、FFMがシリア・アラブ共和国内での特定の事件が化学兵器の使用に関わるあるいは関わる疑いがあると決定しているまたは決定した場合には、シリア・アラブ共和国内における兵器としての化学製品の使用における非国家の犯行、準備、資金提供あるいは他の関与に関する情報を交換するために、適当な場合には、適切な国際連合テロ対策および不拡散の機関と協議をすることを奨励する

11. JIMに対して、本決議採択から90日以内に報告書を完成させ、その後は適宜、次の報告書を完成させることを要請し、共同調査メカニズムに対して、国際連合安全保障理事会に報告書あるいは諸報告書を提出し、OPCWの執行理事会に通知することをさらに要請し、JIMに対して、1540委員会、

1267/1989/2253委員会または他の関連するテロ対策または不拡散の機関に対して、作業の関連する結果について、適宜、説明を行うように、招請する；

12.この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。